

## 様式 第2号

## 協働事業提案書

地域名 「地域づくり組織名」

提案事業名	桜の名所〇〇公園の観光地化事業
該当する地域ビジョンの基本構想および基本計画など	基本構想：地域資源を生かしたまちづくり 基本計画：桜の名所〇〇公園の観光地化
該当する市の総合計画および市計画等	基本構想：人が行き交い活力あふれる、安全で快適な暮らし 基本計画：魅力的な都市環境づくり（水と緑のまちづくり）
事業関係室	観光交流室、維持管理室、広報対話室、市民スポーツ室
事業の目的 （社会的背景・課題等を踏まえて）	<p>かつて、〇〇地域のシンボルだった〇〇公園の桜も、十分な整備が行われていないので、近年では訪れる人も少なくなっている。</p> <p>〇〇地域には、〇〇という地域資源があり、ハイキングなどで訪れる観光客がいる。〇〇公園にも周遊してもらうようにして、地域の活性化を図りたい。</p> <p>市では、〇〇地域の公園清掃を年2回業者に委託して行っている。年間の委託料は〇〇万円。しかし、年2回の清掃では十分といえず、市民からも清掃回数を増やして欲しいとの要望が寄せられている。</p> <p>また、滞在型の観光を目指す中で、赤目四十八滝を訪れた観光客をいかに名張市内に誘うかが課題となっている。</p> <p>市では、健康づくりの一環として、ウォーキングを推奨している。</p>
事業の対象 （区域、具体的対象者、対象総人数等）	<p>〇〇地域の〇号公園および〇〇駅前</p> <p>〇〇地域観光客年間〇〇〇人</p> <p>〇〇地域住民（〇〇イベントへの参加者 約〇〇人、ウォーキング参加者 約〇〇人、清掃活動参加者 約〇〇人 ほか）</p>

事業の実施場所	〇〇地域の〇号公園および〇〇駅前
期待される具体的な効果や成果	<p>〇〇地域を周遊する観光客が増える。年間〇〇人⇒〇〇人 年に2回 〇〇公園で住民イベントを開催することで住民同士の絆作りに繋がる。</p> <p>ウォーキングにより、週1回以上運動をする住民が増える。</p> <p>※具体的な数値は〇月ごろ実施する住民アンケートで把握予定</p>
協働による相乗効果	市有地である〇〇公園を住民自らが整備することで、より住民ニーズに即した活用が期待されるとともに、年間の維持費の削減にも繋がる。
事業詳細 役割分担	<p>地域が果たす役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アドプト制度による桜の木や公園の維持管理</li> <li>・ 桜の木の植樹</li> <li>・ 桜開花シーズンにあわせた集客イベントの開催</li> <li>・ 地域みんなで守る公園としての市民意識の醸成</li> <li>・ 〇〇地域周遊マップの作成</li> <li>・ 健康づくりウォーキング隊の結成</li> </ul>
	<p>市が果たす役割</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇公園のイベント等の使用許可</li> <li>・ 〇〇公園の遊歩道の整備</li> <li>・ 市の他の観光地との連携</li> <li>・ 桜の名所としての〇〇公園のPR</li> <li>・ 桜の苗木提供</li> <li>・ 維持管理に必要な原材料の支給</li> <li>・ 東屋の整備</li> <li>・ 観光看板の作成・設置</li> </ul>

## 収支予算書（平成25年度）

（収入の部）

（円）

区分	予算額	摘要
市負担額	1,500,000	市からの支出
ゆめづくり地域交付金	300,000	地域づくり組織からの支出
〇〇補助金	200,000	県からの事業補助金
合 計	2,000,000	

（支出の部）

（円）

区分	予算額	摘要
(市) 〇〇公園の遊歩道の整備	250,000	アスファルト舗装 工事代
(市) 〇〇公園東屋	1,000,000	東屋一棟 工事代
(市) 観光看板の作成	180,000	駅前など3ヵ所設置 @60,000×3
(市) 維持管理原材料代	20,000	桜肥料など
(地) 集客イベントの実施	150,000	売店などの設置（テント代など）
(地) 周遊マップの作成	90,000	@500×180冊
(地) 健康づくりウォーキング	10,000	ウォーキング隊バッチ購入 @200×50個
(地) 桜の苗木購入	300,000	@3,000×100本
合 計	2,000,000	

## 【協働事業に関する協定書 作成例】

この協定書は、あくまで作成例であり実際の各協働事業において協定書に盛り込む事項は、提案者・市が協議のうえ各事業の状況に応じて作成します。

### ゆめづくり協働事業に関する協定書

「地域づくり組織名」（以下「甲」という。）と名張市（以下「乙」という。）とは、「事業名称」の実施において、対等なパートナーシップを構築するため次のとおり協定を締結します。

（事業目的の共有）

第 1 条 甲と乙が互いの特性を理解し、自主性と自立性をもって「事業名称」に取り組むことにより「事業の目的」を実現し、最大限の成果を名張市民に還元するという目的を共有します。

（協働の原則）

第 2 条 甲と乙は、前条の目的を達成するために次のことを協働の原則のもと事業を進めます。

- (1) お互いにいつでも話し合える場を設置します。
- (2) 定期的に情報交換・意見交換の機会を設定します。
- (3) 事業の進捗に応じて目的の共有を確認します。
- (4) お互いの知的財産を尊重します。
- (5) 常に透明性を確保します。

（役割の分担）

第 3 条 甲と乙は協働の目的を果たすためにお互いの資源を持ち寄って役割の分担を行い、誠実に実行します。その分担内容については、次のとおりとします。

1. 甲の分担する業務と費用

- (1) アドプト制度による桜の木や公園の維持管理
- (2) 桜の木の植樹
- (3) 桜開花シーズンにあわせた集客イベントの開催
- (4) 地域みんなで守る公園としての市民意識の醸成
- (5) ○○地域周遊マップの作成
- (6) 健康づくりウォーキング隊の結成

## 2. 乙の分担する業務と費用

- (1) ○○公園のイベント等の使用許可
- (2) ○○公園の遊歩道の整備
- (3) 市の他の観光地との連携
- (4) 桜の名所としての○○公園のPR
- (5) 桜の苗木提供
- (6) 維持管理に必要な原材料の支給
- (7) 東屋の整備
- (8) 観光看板の作成・設置

(情報の共有体制)

第4条 事業の円滑な実施及び名張市民への最大限の成果還元を担保するために、甲と乙は、お互いの事業に関する情報を共有する義務を負います。また、同時に名張市民に対して共有している情報を積極的に公開する義務を負います。

(その他)

第5条 この協定書に定めるもののほか、甲乙両者が協働事業を進めるうえで必要と認められる事業については甲乙協議の上、措置することとします。

平成 年 月 日

甲 「地域づくり組織名」  
代表

乙 名張市  
名張市長 亀井利克

● 事業費の費目内容例

協働事業にかかる事業費については、実際に必要な金額を算出し、算出根拠を明確にして積算する必要があります。市が負担できる事業費の費目内容例は次のとおりです。

項目	市の負担の対象となる例	対象とならない例
賃金	・対象事業のための業務に従事した人件費	・恒常的に雇用している事務局職員の賃金
事務用品	・対象事業に必要な事務用品	
食糧費		・会議、事業終了後の懇親会等の茶菓子代、飲食代 ・スタッフなどの飲食代
謝金	・講師、外部の活動協力者への謝金（交通費は謝金に含めてください。なお、団体で謝金を出す場合、事前に源泉徴収について税務署に団体登録が必要な場合があります。手続きは、各団体で行ってください。）	
印刷費	・対象事業のためのポスター、パンフレットの作成費用 ・対象事業に必要な資料等を作成するためのコピー代	・対象事業以外の印刷費等
通信費	・対象事業のための切手代や郵送料、宅配便代、運送代	・電話代、インターネット代等
保険料	・対象事業の講師、参加者の保険料	・個人の生命保険料、車の損害保険料
旅費・交通費	・対象事業に必要な調査や、打ち合わせなどにかかる交通費等 ※講師等の交通費等の場合、事情により団体が直接業者へ支払う場合のみ計上	・対象事業に直接かからない交通費
使用料・借上げ料	・対象事業のための会場使用料、物品レンタル料等 ・バス等の借り上げ料	・団体が自ら使用している事務所等の使用料及び借上げ料、定例的に行う会合の会場使用料等
諸経費	総事業費の10%を計上できます。	

※ 支出に関する領収書等は必ず5年間保管しておいてください。

※ 備品や器具を購入する際は、申請時にご相談ください。

● 人件費の参考基準（目安）

人件費を計上する場合は、公金支出の観点から既存のボランティア活動や地域活動との公平性、今までに実施した事業との比較・整合性などに配慮したうえで、収支予算書に具体的な単価、積算根拠、理由などを明記してください。

人件費の妥当性

人件費支給の妥当性について、次の事項で再確認してください。

市施策との整合性	<input type="checkbox"/> 既に市が実施している事業を協働で行うもの <input type="checkbox"/> 総合計画、個別計画に位置づけのある事業 <input type="checkbox"/> 新規事業であるが、市でも実施の必要を認識している事業
団体の使命、目的との整合性	<input type="checkbox"/> 本来の会の使命・目的遂行の範囲内の内容 <input type="checkbox"/> 〃 遂行を拡大する内容 <input type="checkbox"/> 〃 の想定外の新たな内容

労働の対価か、ボランティアか

その人件費は、賃金（労働の対価）となるのか、有償ボランティアとなるのか確認してください。

賃金（労働の対価） とした場合	最低賃金や労働基準法、税金などが関わってくるので注意が必要です。 ※（参考）三重県最低賃金 717円/時間 <平成23年10月1日>
--------------------	---

有償ボランティア（特に会員）への支給

上記の事項を考慮したうえで、有償ボランティア（会員を含む）として人件費を計上する場合は、おおよそ次のような基準をもとに検討してください。

通常の団体活動を拡大して行う部分	500円/半日～1000円/1日を上限
新規事業で市が実施の必要を認識しているもの	700円/時間を上限
既に市が実施している事業を行う部分	〃
事業遂行上専門性のある有資格等	800円～1,400円/時間を上限

**参考資料**

**ゆめづくり地域交付金およびゆめづくり協働事業の仕分け(例)**

今後、地域ビジョンの実現に向けた事業に取り組むには、その事業がゆめづくり地域交付金で実施すべきか、ゆめづくり協働事業として実施すべきかを検討する必要があります。具体的な取組みについては、個々の協働事業ごとに地域と市の役割分担などを地域と市が協議していくこととなりますが、基本的な考え方は、以下の通りとします。

	ゆめづくり協働事業	
	新規事業	既存事業
	ゆめづくり地域交付金	
基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域でできないことや地域が主体的に取り組んだほうがより効果・効率が期待できる事業を行う。</li> <li>他の地域づくり組織等で既に交付金を活用して行われている事業は、交付金で行う。</li> <li>地域課題に対して、まずは地域で交付金を活用して解決を図れないかを検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>すでに地域を対象として行っている委託や補助などの協働事業を対象とする。</li> <li>すべての既存の協働事業を洗い出し、より地域の主体性や独自性を発揮できる仕様や契約の見直しを行う(今後は、交付金化なども視野に検討する)。</li> </ul>
具体事例	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災マップの作成</li> <li>夏祭りなどの交流イベントの開催</li> <li>高齢者の健康づくり講座の開設</li> <li>防犯パトロールの実施</li> <li>地域づくり組織の広報紙作成</li> <li>地域清掃活動</li> <li>まちなか花壇設置事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>公民館の指定管理業務委託</li> <li>地域コミュニティバス運行</li> <li>公園等維持管理業務委託</li> <li>放課後児童クラブ運営</li> <li>道路維持管理等(原材料支給)</li> <li>生涯学習活動推進事業委託</li> </ul>



問い合わせ・連絡先

名張市地域部

担当 監  
地域政策室

直通電話 0595-63-3136

電話 0595-63-2186

FAX 0595-64-2560

Eメール [chiikiseisaku@city.nabari.mie.jp](mailto:chiikiseisaku@city.nabari.mie.jp)